

# 令和3年度

## 土浦市放課後児童クラブのご案内



土浦市イメージキャラクター つちまる

### ○お問い合わせ先

土浦市役所 保育課 放課後児童係

住所：〒300-0036 土浦市大和町9-2 ウララ2ビル8F

電話：029-826-3455

※土曜日・日曜日・祝祭日は休業日となります。

## はじめに

- ★児童クラブへの入所は、ご家庭でお子さんとも十分に相談したうえで、お申し込みください。
- ★申し込みの際は、本案内にすべて目を通したうえで、書類の準備をお願いいたします。
- ★児童クラブ事業は、学校の事業ではございません。お問い合わせや欠席の連絡等は、各児童クラブへ行ってください。
- ★年々、児童クラブの利用児童数は増加しています。より多くのお子さんに利用していただくため、利用を必要とする理由（就労，就学など）がない日のクラブ利用は、ご遠慮願います。
- ★児童クラブは、集団生活の場であり、個別に児童の保育をすることはできません。また、学校や塾と異なり学習指導は行いません。（学習を行うように、見守りや声かけは行います）

## もくじ

- 1 放課後児童クラブとは
  - 対象児童
  - 児童クラブの開所日及び時間
  - 休所日
  - その他児童クラブを利用できない日
  - 利用にかかる費用
  - 育成料の減免・免除
  - 休所・退所
- 2 申込方法
  - 各児童クラブ連絡先
- 3 入所許可の取り消し
- 4 その他
  - 口座振替取扱金融機関一覧
  - よくあるご質問
  - 注意事項

# 1 放課後児童クラブとは

土浦市放課後児童クラブは、放課後や長期休業日等に、保護者が就労などで家庭にいない児童のために居場所を提供しています。クラブに入った子どもたちは、クラブ支援員の見守りのもと、宿題や読書、遊びやおやつなどの時間を設け、保護者が迎えに来るまでクラブ室などで過ごします。

## ○対象児童

土浦市内に居住し、小学校に通う児童のうち、①保護者及び同居人（65歳以上の方を除く）が就労等により昼間家庭にいない児童（条例第6条）、または、②以下の項目のいずれかに該当する児童（規則第2条）です。

- (1) 保護者が病気等により療養中である。
- (2) 保護者が妊娠中または産後間もない。（産前6週から産後8週まで）
- (3) 保護者による介護を要する親族がいる。
- (4) 保護者が就学中または求職中である。

※それぞれの理由を証明する書類が必要になります。（詳しくは、「2 申込方法」参照）

※定員を上回る申し込みがあった場合は、低学年生等を優先し入所させます。

## ○児童クラブの開所日及び時間

児童クラブの開所日及び時間は、下表のとおりです。

開 所 日	時 間
◇月曜日～金曜日	授業終了後～午後6時30分
◇第1土曜日	午前8時～午後6時30分 ※保護者の送迎を必ずお願いします。
◇夏・冬・春休み等長期休業日	
◇創立記念日及び行事振替休業日	

◎児童クラブを利用できるのは、各証明書類等で保護者が不在であると証明できる日のみになります。

ご家庭で児童の保育ができる日の利用は、ご遠慮ください。

## ○休所日

- ◆日曜日及び土曜日（第1土曜日を除く）
- ◆国民の祝日
- ◆年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）

## ○その他児童クラブを利用できない日

- ◆台風等の自然災害による学校休校日  
※引渡し下校となった日は、安全を考慮し、クラブを利用することはできません。
- ◆インフルエンザ等による学級・学校閉鎖日  
※感染拡大を防ぐため、学級閉鎖された学級に所属する児童は、たとえ症状がみられなくても、クラブを利用することはできません。
- ◆その他市が休所の必要を認める日

## ○利用にかかる費用

児童クラブに入所した場合は、下表の育成料等の費用が必要になります。

項目	金額	備考
◇育成料	月額 3,000 円 (8月は5,000円) ※育成料の日割りは行っておりません。	原則、口座振替になります。口座振替依頼書で、お手続きをお願いします。 口座振替日は、毎月、月末です。月末が休日の場合は、口座振替日は翌営業日となります。
◇児童傷害保険料	年額 500 円	入所月に関わらず一律同じ額になります。
◇その他	おやつ代 (2,000 円/月程度) 保護者会費 (500 円/月程度)	入所するクラブにより異なります。詳細は、各クラブへお問い合わせください。

## ○育成料の減免・免除

次の要件を満たした場合、育成料の免除や減額が受けられます。育成料の免除や減額を受ける場合は、「育成料減免申請書」の提出が必要になります。

項目	要件	減免額
◇育成料の免除	生活保護を受けている	全額
	就学援助を受けている	全額
	同一世帯で児童が3人以上利用する	3人目以降全額
	休所する ※休所の届出をした場合において、当該届出に係る期間のうち月の初日から末日までの期間の全日数に渡って休所するとき	全額(当該月分に限る)
◇育成料の減額	同一世帯で児童が2人利用する	2人目の分の半額

## ○休所・退所

児童クラブを休所・退所する場合は、下表の書類が必要になります。

項目	必要書類	備考
◇休所する場合	休所届 及び 減免申請書	4週間以上クラブを休所する場合は、 <u>休所する月の前月の25日までに必要書類を提出してください。</u> (25日がクラブの休所日にあたる場合は、提出期限を次の開所日までとします。) 例) 5月1日～6月30日までを休所⇒提出期限: 4月25日
◇退所する場合	退所届	クラブを退所する場合は、 <u>退所する月の25日までに必要書類を提出してください。</u> (25日がクラブの休所日にあたる場合は、提出期限を次の開所日までとします。) 例) 5月31日に退所⇒提出期限: 5月25日

原則として、休所期間の変更はできません。利用再開日が不確実な場合は、休所届ではなく、退所届を提出してください。

退所届の提出がない場合は、たとえクラブを利用していなくても、育成料が発生します。

## 2 申込方法

各児童クラブに用意されている申請書類に、必要事項をご記入のうえ、各児童クラブへお申し込みください。書類配布は令和2年12月18日（金）より開始します。

### 【申込期間】

★令和3年度中に入所希望の方は、下記の期間内にお申し込みください。

**令和3年1月12日（火）～1月29日（金）**

★ただし、夏期休業期間のみ入所希望の方は、下記の期間内にお申し込みください。

**令和3年6月1日（火）～6月30日（水）**

★申込期間内にお申し込みいただいても、定員超過により入所をお待ちいただくことがあります。その際は、低学年生や特別な事情のある家庭の児童を優先して、入所決定させていただきます。また、申請期間を過ぎた場合は、低学年であっても入所をお待ちいただく場合があります。ご理解をお願いいたします。

### 【必要書類】 1. 入所申請書（児童1人につき1通）

#### 2. 就労証明書または自営業従事申立書

※同居されている18歳以上（高校在学を除く）の兄弟の方や65歳未満の祖父母の方の分も提出してください。

※生計を一にしている同居人の方の分も提出してください。

※利用期間中の就労証明書が申し込みの際に提出できない場合は、現状の就労証明書を提出し、年度が変わりましたら、速やかに利用期間中の就労証明書をご提出ください。就労が確認できない場合は、継続的な利用はできなくなります。

※就労証明書に記入できるのは、事業主（勤務先）のみです。保護者等の記入が確認された場合は、虚偽の申請とし退所いただくことがあります。

※就労先へ、就労状況等の確認をさせていただく場合がございます。あらかじめ、ご了承ください。

※勤務「予定である」証明書を提出された方は、勤務開始後、勤務「している」証明書の提出が必要です。

#### 3. 生活調査票（児童1人につき1通）

※お子さんの情報を、事前に児童クラブ支援員が理解するために必要な書類です。必ずすべての項目をご記入ください。

#### 4. 口座振替依頼書（1世帯につき1通）⇒各金融機関に提出してください。

※前年度にクラブを利用し、既に口座を登録済みの場合は、新たに手続きする必要はありません。（その旨をクラブの支援員にお伝えください。）

※口座振替のできる金融機関については、次頁「口座振替取扱金融機関一覧」参照。

#### 5. 育成料減免申請書（該当児童1人につき1通）

※減免の要件を満たす方、または、その見込みの方のみ。

※就学援助を申請される方は、入所申請時に提出してください。減免の要件を満

たしても、申請書の提出がない場合は減免されませんので、ご注意ください。  
 ※兄弟の減免は、なるべく上のお子様から順にご提出してください。

就労以外の理由で児童クラブを利用する場合は、就労証明書（自営業従事申立書）の代わりに、次の書類が必要になります。（写しについてはA4サイズでのご提出をお願いします）

項目	証明書類	備考
◇保護者が病気等により療養中の場合	医師の診断書 障害者手帳 療育手帳 等 (写し可)	病名・療養期間の記載があり、児童の保育ができないと確認できるもの ※医師の診断書は、 <u>所定の様式にて</u> お願いします。 ※利用期間は、診断書等に記載された療養期間内のみとなります。
◇保護者が妊娠中または産後間もない場合	母子健康手帳 (写し)	表紙と出産予定日がわかるページの写し ※利用期間は、 <u>産前6週から産後8週まで</u> となります。 ※入所申請書の「希望する理由」の欄にも、出産予定日を記入してください。
◇保護者による介護を要する親族がいる場合	医師の診断書 障害者手帳 療育手帳 等 (写し可)	病名・療養期間の記載があり、児童の保育ができないと確認できるもの ※医師の診断書は、 <u>所定の様式にて</u> お願いします。 ※利用期間は、診断書等に記載された療養期間内のみとなります。
◇保護者が就学している場合 (職業訓練校等含む)	在籍証明書 学生証 学生手帳 等 (写し可) 及び 授業のカリキュラムなど就学日程の分かる書類	氏名とともに在籍期間がわかるもの ※利用期間は、在籍証明書等に記載された在籍期間内のみとなります。 ※就学で、家庭に保護者が不在の日のみ利用可能です。
◇保護者が求職中の場合	ハローワークカード (写し)	氏名が記載された面の写し ※求職を理由とした場合の利用期間は、 <u>3ヶ月</u> です。 ※求職で、家庭に保護者が不在の日のみ利用可能です。

【提出先】 入所希望の児童クラブまたは土浦市役所保育課放課後児童係

### ○各児童クラブ連絡先

クラブ名	電話番号	クラブ名	電話番号
土浦小学校児童クラブ	822-3071	土浦第二小学校児童クラブ	827-1848
下高津小学校児童クラブ	827-1387	上大津東小学校児童クラブ	828-1620
東小学校児童クラブ	841-5327	神立小学校児童クラブ	831-5976
大岩田小学校児童クラブ	821-0127	右舂小学校児童クラブ	842-2006
真鍋小学校児童クラブ	826-1262	都和南小学校児童クラブ	821-9030
都和小学校児童クラブ	831-1500	乙戸小学校児童クラブ	841-2720
荒川沖小学校児童クラブ	841-1705	菅谷小学校児童クラブ	831-0838
中村小学校児童クラブ	842-3116	新治学園義務教育学校児童クラブ	862-5033

【入所決定】 提出書類を審査の上、入所が適当と認められたときは、『土浦市放課後児童クラブ入所許可通知書』により申請者に通知します。なお、年度当初につきましては、期限内に申請された場合、3月上旬頃の発送となります。

### 3 入所許可の取り消し

次の場合は、入所許可を取り消し、退所していただくことがあります。

- 育成料を90日以上滞納したとき
- 児童クラブの利用が必要でないことが判明したとき
- 一定期間内に必要な書類の提出がされなかったときや虚偽の申告が判明したとき
- 児童の送迎時間を守らないとき
- 他児童や支援員に対しての暴力行為が常態化しているとき
- その他、保育課放課後児童係及び放課後児童クラブ支援員の注意・指示等を守れないときや、他の児童に精神的な苦痛や危害をおよぼすとき

### 4 その他

#### ○口座振替取扱金融機関一覧

金融機関名	取扱店舗	金融機関名	取扱店舗
常陽銀行	本店及び全支店	東日本銀行	本店及び全支店
筑波銀行	本店及び全支店	三井住友銀行	本店及び全支店
水郷つくば農業共同組合	本店及び全支店	水戸信用金庫	本店及び全支店
茨城県信用組合	本店及び全支店	三菱東京UFJ銀行	本店及び全支店
中央労働金庫	本店及び全支店		

※ゆうちょ銀行、りそな銀行、みずほ銀行は、ご利用になれません。

#### ○よくあるご質問

Q1. 夏・冬・春休み等長期休業時のみ利用することはできますか？

A1. 可能ですが、希望児童数によっては、通学している学校の児童クラブでは、お預かりできないことも想定されます。

Q2. 入所の申請はいつまでにすればいいですか？

A2. 年度当初（4月1日）から入所希望の方は、1月12日～29日までの間に児童クラブに必要な書類を提出してください。その後も随時、申請を受け付けてはいますが、申請後から入所の可否が決定するまでに日数がかかりますので、入所希望日の2週間ほど前を目安に必要な書類を提出してください。また、申請時の入所児童数によっては、入所をお待ちいただく場合があります。

Q3. 就学援助を申請しましたが、年度当初から育成料は免除となりますか？

A3. 年度当初から免除とはなりません。就学援助の認定は、例年夏頃（7～8月）になりますので、認定されるまでは育成料を納入していただき、就学援助の認定がなされた後に「認定月」以降の育成料をさかのぼって返金及び免除いたします。（非認定となった場合は、納入義務は継続されます。）

なお、就学援助の認定については、教育委員会学務課が担当しています。

Q4. 学校が災害等により臨時休校となった場合、児童クラブは開所しますか？

A4. 学校が臨時休校となる場合には、安全面を考慮し、原則として学校と併せて休所となります。

Q 5. 就労期間が年度途中で終了する場合でも、翌年3月31日まで入所できますか？

A 5. 就労満了日までの申請しかできません。契約更新をする場合は、期間の更新された就労証明書と記載事項変更届で入所期間の延長を申請してください。

Q 6. 仕事を辞めた時は、児童クラブを退所しなければなりませんか？

A 6. 他に児童クラブを利用する条件がない場合は、速やかに退所していただきます。

Q 7. 口座振替以外の方法で、育成料を支払うことはできますか？

A 7. 原則として口座振替での支払いをお願いしていますが、下記の取扱機関にて納入通知書により支払うこともできます。（※納入通知書は、口座登録のない方にお送りしています。）

取扱機関	取扱時間及び曜日		備考
土浦市内の支所・出張所 ○都和支所 ○南支所 ○上大津支所 ○新治支所 ○神立出張所	8：30～17：15	月曜日～金曜日	土・日・祝日は休み
保育課 放課後児童係 土浦市大和町 9-2 ウララ 2 ビル 8 階 ※釣銭のないようお願いいたします。	8：30～17：15	月曜日～金曜日	土・日・祝日は休み
前頁口座振替取扱金融機関	9：00～15：00	月曜日～金曜日	土・日・祝日は休み

## ○注意事項

- (1) 保護者の方のお迎えをお願いします。お迎えの時間は必ずお守りください。
- (2) 児童の所在を確認し事故や事件を未然に防ぐため、児童クラブを欠席するときや、代理の方がお迎えするときは必ずクラブへ連絡してください。
- (3) 児童が事故にあったり病気にかかったりしたときは、保護者へ連絡し、お迎えをお願いすることがあります。速やかな対応を、お願いいたします。
- (4) 正当な理由なく育成料に未納がある場合は、完納されるまでは、新年度の継続利用及び兄弟姉妹の新規入所はできません。
- (5) 重度の障害やアレルギー等で、食事、排泄、着脱衣、身の整理などを独力で行えない児童は、人的、設備的に対応が難しいため、入所をお断りする場合があります。
- (6) 保護者の連絡先・住所・電話番号など、入所申請書類の記載内容に変更が生じたときは、必ず「記載事項変更届」を提出してください。
- (7) 勤務先や勤務時間等の変更があったときは、「記載事項変更届」とともに「就労証明書」をあらためて提出してください。
- (8) 入所希望児童数によっては、クラブへの入所をお待ちいただくこともありますので、あらかじめご了承ください。